

第1回袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会 会議録要旨

1 開催日時 令和4年6月6日（月） 午後2時00分開会

2 開催場所 袖ヶ浦市役所 旧館3階大会議室

3 出席委員

会長	鈴木 文彦	委員	大川 敦
副会長	小島 悟	委員	仲田 秀明
委員	高橋 直人	委員	柴田 一直
委員	佐川 正和	委員	西田 隆司
委員	鈴木 一三	委員	赤川 稔
委員	成田 斉	委員	船越 光子
委員	高橋 晴樹	委員	山上 拓也
委員	鈴木 利和	委員	

(代理出席)

委員	渡邊 彰代理 成松 花鈴
----	--------------

(欠席委員)

委員	深山 宏樹
委員	市川 美則
委員	小泉 和美
委員	小泉 友幸
委員	影山 昭子

4 出席職員

袖ヶ浦市長	粕谷 智浩
企画政策部次長兼企画政策課長	川口 秀
企画政策部企画政策課 副参事	多田 晴美
企画政策部企画政策課 副主査	御園生 諒

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

6 議 題

- (1) 監査委員の指名について
- (2) 令和3年度事業報告及び決算について
- (3) 袖ヶ浦市地域公共交通計画策定業務について
- (4) デマンド交通実証事業の事業計画（案）について
- (5) その他

7 議 事

事務局 (多田副参事)	<p>本日は、お忙しい中ご出席いただきまして 誠にありがとうございます す。</p> <p>定刻となりましたので、ただ今から、令和4年度第1回袖ヶ浦市地域 公共交通活性化協議会を開催いたします。</p> <p>会議に入ります前に、本日の出席者数について報告いたします。</p> <p>本日の出席者は、16名でございます。</p> <p>全委員21名の過半数の出席をいただいておりますので、協議会規約 第8条の規定により会議は成立いたします。</p> <p>なお、深山委員、市川委員、小泉和美委員、影山委員は所用のため欠 席との連絡をいただいております。</p> <p>また、所要のため、渡邊委員の代理で成松様にご出席いただいでおり ますので、ご報告いたします。</p> <p>次に、配布いたしました資料を確認させていただきます。</p> <p>先にご送付させていただいております、「会議次第」、「資料1」、「資 料2」、「資料3-1」、「資料3-2」、「資料4-1」、「資料4-2」、 「資料4-3」、「資料4-4」、「資料4-5」と本日机の上に配布させ ていただきました「座席表」、「委員名簿」、「協議会規約」の以上13点 でございます。</p> <p>また、今年度から委員になられた方には、参考資料として「袖ヶ浦市 地域公共交通計画策定調査業務報告書」、「チョイソコ取組のご案内」も 併せて配布しております。</p> <p>以上でございますが、資料の配布もれはございませんでしょうか。</p>
事務局 (多田副参事)	<p>続きまして、粕谷市長から新たに委員になられた方に委嘱状を交付さ せていただきます。お名前をお呼びいたしますので、自席にてご起立の うえ、委嘱状をお受け取りください。</p> <p>(市長より委嘱状交付)</p>
事務局 (多田副参事)	<p>次に、会議開催にあたりまして、粕谷市長よりごあいさつを申し上げ ます。</p> <p>(市長あいさつ)</p>

<p>事務局 (多田副参事)</p>	<p>次に、事務局職員を紹介します。 企画政策部次長兼企画政策課長の川口でございます。 公共交通担当の企画政策課御園生でございます。 私、企画政策課の多田と申します。どうぞ、よろしく願いいたします。</p>
<p>事務局 (多田副参事)</p>	<p>議事に入ります前に、本会議の公開について説明させていただきます。 本会議は「袖ヶ浦市附属機関等の会議の公開に関する要綱」に規定されております「附属機関等」に属しますので、原則公開することとし、会議録につきましては、発言者の氏名を記載し、要点筆記により調製のうち公開してまいりますのでご了承願います。</p>
<p>事務局 (多田副参事)</p>	<p>続きまして、鈴木会長より、ご挨拶を賜りたいと存じます。よろしく願いいたします。 (会長あいさつ)</p>
<p>事務局 (多田副参事)</p>	<p>ありがとうございました。 なお、市長は所用のため、ここで退席とさせていただきます。 (市長退席)</p>
<p>事務局 (多田副参事)</p>	<p>それでは、協議会規約第7条第1項の規程により、会長が会議の議長となることとなっておりますので、これからの議事進行を鈴木会長にお願いしたいと存じます。どうぞ、よろしく願いいたします。</p>
<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>それでは、規約によりまして、私が議長の役目を務めさせていただきます。ご協力の程よろしく願いいたします。 次第6 議題1 「監査委員の指名について」 監査委員について、これまで日東交通株式会社の高橋委員と、袖ヶ浦市社会福祉協議会の重田委員の2名にお願いしていましたが、この度、重田委員に異動があったことから、新たに1名指名するものです。監査委員は、規約の第14条第2項に「会長が指名する」と規定されております。従いまして、私から指名させていただきたいと思っております。 監査委員に袖ヶ浦市社会福祉協議会事務局長山上拓也委員にお願いしたいと存じます。 以上、ご報告申し上げます。</p>
<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>次の議題に移ります。 議題2 「令和3年度事業報告及び決算について」</p>

	<p>この議題につきましては、報告事項となります。 それでは、事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局より、資料2に基づき説明</p> <p>議長 (鈴木会長)</p> <p>ありがとうございます。 質疑に入る前に、監査委員から監査報告を受けたいと思います。 高橋委員、報告をお願いいたします。</p> <p>高橋委員</p> <p>それでは、監査報告をいたします。資料2の最後に添付してある「監査報告書」をご覧ください。 この度、袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会財務規程第9条第2項の規定により、歳入歳出決算書、関係諸帳簿及び証拠書類について監査を実施したところ、適切と認められたので報告します。 令和4年5月17日 監査委員 高橋 晴樹 以上でございます。</p> <p>議長 (鈴木会長)</p> <p>ありがとうございます。 それでは、質疑をお受けしたいと思います。 ただ今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>成田委員</p> <p>千葉県バス協会の成田です。1点質問します。 説明の中で、収入支出決算については繰越金を発生させないようにするとのことでした。また、協議会規約第15条財務に関する規程を見ると、必要な事項は会長が別に定めると記載されています。 繰越金を発生させないという点は、この別に定めたものに規定されているのでしょうか。それとも、市の規定で繰越金を発生させないようにしているのでしょうか。</p> <p>事務局 (御園生副主査)</p> <p>繰越金を発生させないという点については、協議会の財務規程で定めているのではなく、市の補助金執行の運用の中でそのようにしております。</p> <p>事務局長 (川口次長)</p> <p>補足いたしますと、協議会等で独自の予算を持っている場合、予算を繰り越すこともありますが、本協議会におきましては、地域公共交通計画を策定するために予算を持っています。限定的なものでございますので、単年度ごとに精算しております。</p> <p>議長 (鈴木会長)</p> <p>他に質疑等はありませんでしょうか。 無いようですので、議題2「令和3年度事業報告及び決算について」</p>
--	--

議長 (鈴木会長)	<p>は終了といたします。</p> <p>次の議題に入ります。</p> <p>議題3「袖ヶ浦市地域公共交通計画策定業務について」事務局より説明をお願いいたします。</p>
議長 (鈴木会長)	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">事務局より、資料3-1、3-2に基づき説明</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、質疑をお受けしたいと思います。</p> <p>ただ今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。</p>
成田委員	<p>3点質問があります。</p> <p>1点目、具体的な方向性の検討について、説明では実施主体やスケジュールもこの中で記載していくとのことでした。</p> <p>資料3-2を見ると、8月上旬の第2回協議会で「具体的な方向性の検討の進め方」、11月中旬の第3回協議会では「具体的な方向性」が審議されるとされています。</p> <p>実施主体をどのように調整して、協議会で審議していくのかについて、資料だけでは分からないので補足説明をお願いします。</p> <p>2点目、計画の冊子について、本編を50部、概要版を50部印刷するとのことでしたが、参考までにこの数字の根拠があれば教えてください。また、希望があれば増刷するのでしょうか。</p> <p>3点目、資料3-2に記載されている第4回協議会の審議事項について、パブリックコメント手続における意見の取扱いを審議するとのことですが、一般的にパブリックコメント手続は提出された意見に対して事務局が回答するものだと思いますが、審議ということは、場合によっては計画の内容を見直すということでしょうか。</p>
事務局 (御園生副主査)	<p>1点目の実施主体をどのように調整していくのかについては、まずは事務局と委託事業者であるランドブレイン株式会社で案を作成し、例えば利用促進であれば、どのような取組を行うのかに併せて、その取組をどこが主体となって進めていくのかを記載します。毎年度市が実施している路線バスの無料お試し乗車であれば、実施主体は市となりますし、交通事業者でできることがあれば、それを交通事業者に提案し、実施主体になってもらいたいと考えております。これについては、1回の協議で決められるものではなく、協議を重ねていきながら決めていきたいと考えております。</p> <p>2点目の計画の冊子についてでございますが、増刷については、予算の兼ね合いがありますので今回は50部とさせていただきます。</p>

<p>成田委員</p>	<p>50部の根拠でございますが、委員の皆様にお配りするもの、また毎年度委員が変更になりますので、それも併せて50部としております。そのため、一般の方から要望があっても計画書をお配りすることはできないと考えております。</p> <p>3点目のパブリックコメント手続の意見の取扱いにつきまして、計画案としてパブリックコメント手続を実施した際には、既に根幹の部分はある程度固まっていると考えますが、根幹に関わる意見を受け付けられないわけではございません。</p> <p>審議事項として想定しているものいたしましては、例えばこのような取組をしてみてもどうか、等の根幹に関わらない意見に関して、計画に盛り込むか否かについてを審議したいと考えております。取扱いの意見の案については事務局とランドブレインで作成いたします。</p> <p>1点目の実施主体について、第3回協議会でいきなり審議しても、調整は難しいと考えますが、具体的な調整については、第3回協議会で審議する前に調整するのかどうかをお聞きします。</p> <p>2点目の冊子の部数について、今後増刷する必要が出た際にも増刷しないのでしょうか。</p> <p>3点目のパブリックコメント手続の意見の取扱いについて、あくまでも施策に関する補足的なものを取り扱うということでしょうか。</p>
<p>事務局長 (川口次長)</p>	<p>1点目につきまして、各交通事業者と事前に調整した上で、案として議題にしたいと考えております。</p> <p>2点目の増刷につきましては、今後必要となった際には増刷する可能性もございます。</p> <p>3点目につきましては、成田委員のおっしゃるとおりでございます。</p>
<p>赤川委員</p>	<p>公募委員の赤川です。</p> <p>本年10月からデマンド交通の実証運行が始まる予定です。半年間で中々結果を取ることは難しいと考えますが、地域公共交通計画の中に反映させる必要があると思います。どのように考えていますでしょうか。</p>
<p>事務局 (御園生副主査)</p>	<p>長浦地区で実施するデマンド交通実証事業につきましては、10月からの開始であり、計画策定の半年前から始めるものでございますが、地域公共交通計画の中に位置付ける必要があると考えております。具体的な方向性の中の主な取組に記載し、併せて各種目標値を記載して毎年度の評価を行ってまいりたいと考えております。</p>
<p>事務局長 (川口次長)</p>	<p>補足いたします。</p> <p>本年10月から開始となり、計画策定までに半年間しか期間がありません。その半年間で実証運行の結果を取り、方向性を定めていくことは</p>

<p>赤川委員</p>	<p>難しいと考えております。3年間の実証期間中の事業スキームや事業拡大の考え方などは計画に記載したいと考えております。この点については、案として皆様にお示ししながら決めていきたいと考えております。</p>
<p>事務局 (御園生副主査)</p>	<p>路線バスの無料お試し乗車について、これまでは市民全員を対象にしていたが、今回は高校生に限定されています。高校生に限定した理由を伺います。</p> <p>赤川委員が仰っている無料お試し乗車については、6月1日から実施しているもので、毎年度実施している路線バス無料お試し乗車を高校生に限定して実施しているものでございます。</p> <p>まず、昨年度の本協議会で、対象を絞ってより効果的に利用促進に取り組んでいくということを議論しました。高校生は社会人とは違い、オンラインでの授業が無く、コロナ禍においても必然的に平日毎日移動が発生します。併せて、現状として、市内バス路線は、高校生の利用が少ない状況です。週に何日か、もっと言えば定期券を購入して利用してもらいたいという観点から、今回は高校生に限定しております。</p>
<p>高橋 直人委員</p>	<p>関東運輸局千葉運輸支局の高橋です。</p> <p>意見というよりはお願いなのですが、地域公共交通計画を策定した際には、国土交通省への送付が必要となりますので遺漏が無いようにお願いします。後ほど、事務局あてに電子メールで案内を送付します。</p>
<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>他に質疑等はありませんでしょうか。</p> <p>質疑が無いようですので、議決を取りたいと思います。</p> <p>袖ヶ浦市地域公共交通計画策定業務について、事務局の案のとおり承認される委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>全員の賛成を持ちまして、袖ヶ浦市地域公共交通計画策定業務については、事務局案のとおりといたします。</p>
<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>次の議題に入ります。</p> <p>議題4「デマンド交通実証事業の事業計画(案)について」事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事務局より、資料4-1、4-2、4-3、4-4、4-5に基づき説明</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、質疑をお受けしたいと思います。</p>

<p>成田委員</p>	<p>ただ今の事務局からの説明について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>いくつかまとめて質問いたします。</p> <p>1点目、交通事業者とどのように調整したのか、また市内の交通事業者各社から了解を得ているのかについて伺います。</p> <p>2点目、資料4-2のP1に「長浦地区から実証運行を開始し、実績等を踏まえながら、順次地区の拡大を検討する」と記載されています。これは、P3に記載されている事業期間中に拡大するのでしょうか。資料の中に明記しないと、誤解する人が出てきます。</p> <p>3点目、資料4-1に今後の予定として、千葉運輸支局に道路運送法の申請をすると記載がありますが、許可権限・審査は支局ではなく関東運輸局となります。また、今回道路運送法第21条の適用にした理由は何でしょうか。</p> <p>4点目、資料4-2のP6運賃について、口頭の説明では、路線バスよりも便利だから高く、タクシーよりも不便だから安くとのことでした。各交通手段の運賃をお示してください。</p>
<p>事務局 (御園生副主査)</p>	<p>1点目につきまして、運賃についてはこれまで各交通事業者にお示しし、協議を重ねてきたため、調整は図れていると認識しております。</p> <p>2点目につきまして、事業期間中に拡大の余地があるのであれば拡大を検討したいと考えております。ただし、3年間のうちに市内全域は難しいと考えております。</p> <p>3点目の道路運送法第21条にした理由でございますが、元々3年間という期間限定で実施し、上手くいけば本格導入を目指すということにしております。一時的な実証運行という点で、道路運送法第21条で申請したいと考えております。</p> <p>4点目の運賃の比較でございます。手元に資料が無いのですべてに回答できませんが、参考までに、長浦地区の一番市原市境にある代宿というところから、中心市街地であるJR長浦駅までの路線バス運賃は片道210円でございます。また、JR長浦駅から袖ヶ浦バスターミナルまでは400円台であったと記憶しております。タクシーについては、手元に資料がございません。</p>
<p>成田委員</p>	<p>1点目について、運賃だけではなく、本日の協議会でこの案で最終審議とする旨の了承を得ているのでしょうか。</p> <p>2点目について、これは協議のあり方の話になるのですが、別の地区に拡大すると、その地区での既存公共交通への影響はどうかという議論が必要になります。どの順番で、どの地区に拡大するかについてを記載していないと、各地区での既存公共交通への影響が分からず、協議できないのではないのでしょうか。本日の協議会で、形にしないといけないの</p>

	<p>は分かりますが、他の地区についても承認を得るのは難しいのではないのでしょうか。長浦地区に限定して協議するのであれば、理解ができます。</p> <p>4点目の運賃について、今後、長浦地区以外に拡大する場合、運行距離に差が出てしまいます。そのような観点から、長浦地区内において路線バスやタクシーと比較した場合どの程度の違いが出るのかを資料に記載する必要があると思います。</p> <p>追加の質問として、資料4-2のP2とP3に各主体の役割が記載されていて、最後に市の役割が記載されています。</p> <p>人を輸送するという観点で、安全性について記載する必要があると思います。例えば、システムに不具合が生じた場合など、運営主体であるトヨタカローラ千葉の責任にするわけにはいきません。安全性についてを市の主な役割に記載することを検討していただきたいと思います。</p>
<p>事務局長 (川口次長)</p>	<p>1点目の交通事業者がこの案で最終審議とする旨の了承を得ているかどうかについてでございますが、管内の全ての交通事業者を確認しておりません。これまでの協議の中でご理解いただけていると考えております。また、本日の会議にご出席くださっている事業者も管内事業者ですので、ご理解いただいているものと考えております。</p> <p>2点目につきましては、今回の根幹部分となりますが、今回皆様に承認いただきたい事項は、長浦地区に限定するものでございます。他の地区に拡大する場合には、改めて本協議会にお諮りし、ご審議いただきたいと考えております。</p> <p>4点目の運賃につきましては、後からになってしまいますが、長浦地区内の主な運賃を記載し、後日送付したいと考えております。</p> <p>追加質問の安全性の記載につきまして、当然、市の責任も伴ってくるものでございますので、トヨタカローラ千葉株式会社と房総タクシー株式会社と締結した協定書の記載内容も確認しつつ、調整したいと考えております。</p>
<p>赤川委員</p>	<p>資料4-2のP10に記載されている各種目標について、登録者数と利用者数の根拠を伺います。</p> <p>また、登録者数と利用者数の大小に伴って、収支率に変化が出ると思いますが、収支率の根拠も伺います。</p>
<p>事務局 (御園生副主査)</p>	<p>まず、利用登録者数と利用者数につきまして、開始当初は上昇幅が大きく、その後緩やかになっていくものと予想し、目標としてこのようにしております。利用者数については、令和6年度末の時点で長浦地区の高齢者の12%、13%の方に利用してもらいたいと考えております。</p> <p>また、収支率についてでございますが、令和2年度の千葉県内のデマンド交通の収支率の平均が10%代前半となっております。持続可能性という観点から、この数値を上回りたいと考え、かつ、きりの良い数値</p>

<p>赤川委員</p>	<p>である15%としております。そのため、統計的に導き出したものではないかと考えております。</p> <p>採算性としてどのように考えているのでしょうか。下限なのか、上限なのかどちらでしょうか。また、想定外の数字となった場合、リスクに関する部分はどのように考えているのでしょうか。</p>
<p>事務局長 (川口次長)</p>	<p>回答にならない部分もありますが、本格導入の目安として3つの基準を設けております。これらが達成できないと本格導入はなかなか難しいのではないかと考えて設定しております。事業の持続可能性を考えたときに、これらの数値が下限であるにご理解いただければと思います。</p> <p>デマンド交通においては、千葉県内で収支率が20%を超えているものは多くなく、平均が10%、11%という中で、15%という高い目標を掲げていると思っております。</p>
<p>赤川委員</p>	<p>仮に収支率が15%未満の場合、長浦地区だけで終了してしまうのでしょうか。</p>
<p>事務局長 (川口次長)</p>	<p>各地区それぞれ特性が異なるため、目標値についても各地区で変えていく必要があると思っております。そのような観点から、長浦地区で収支率15%を達成できなかったとしても、他地区で実証運行を実施しないわけではございません。各地区で実証運行を実施してみないと分からない部分があると思っております。</p> <p>しかしながら、長浦地区は、海側には市街地、内陸部には農村部が存在しており、袖ヶ浦市の縮図のような地区となっております。結果を見て、改良しながら他地区で実証運行をしていくものと考えております。</p>
<p>赤川委員</p>	<p>3年間は実証運行をするということでしょうか。</p>
<p>事務局長 (川口次長)</p>	<p>3年間は実証運行を実施したいと考えております。その結果を見て、本格運行に移行するのか、そうではないのかを本協議会で協議したいと考えております。</p>
<p>成田委員</p>	<p>資料4-5について、資料には内容がかかれていません。例えば、1. 協議が調っている路線又は営業区域の欄には、資料4-2のP5の内容が記載されるのでしょうか。併せて、2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間については、資料4-2の内容にありません。どのように記載するのでしょうか。</p> <p>また、4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件の欄には、長浦地区以外で運行を開始する場合には、別途協議会での協議が必要である旨を記載してほしいと思います。</p>

<p>事務局長 (川口次長)</p>	<p>1. 協議が調っている路線又は営業区域につきましては、成田委員のおっしゃるとおりでございます。</p> <p>2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間につきましては、関東運輸局と調整の上でございますが、必要ないようであれば記載しないようにいたします。</p> <p>また、条件については、記載することを今回の審議でご了解いただけるのであれば、成田委員のおっしゃった内容を記載したいと考えております。</p>
<p>西田委員</p>	<p>事業者の方々にとっては、詳細な部分まで詰めていく必要があるのかもしれませんが、住民からすれば、このような新たな移動手段を創設してくれることを非常に歓迎しています。</p> <p>私が住んでいる平岡地区は、農村地帯であり、また、各集落も離れている地区であるため、長浦地区と同じように実施できるかどうかは分かりませんが、まずは、人口の一番多い長浦地区で実証運行を実施してみて、成果を踏まえ、利便性を高めながら運営をしてほしいと思います。</p>
<p>大川委員</p>	<p>J R 東日本千葉支社の大川です。</p> <p>令和6年度において、市が補填する想定金額と、想定利用延べ人数を教えてください。</p>
<p>事務局 (御園生副主査)</p>	<p>計算上での数値となりますが、1年間の経常費用として約2,600万円、収入が運賃収入と協賛金収入合わせて約600万円、延べ利用人数が15,600人を見込んでおります。</p>
<p>大川委員</p>	<p>差額の2,000万円を延べ利用人数で割ると、1回の乗車当たり1,280円程度の補填をするということになります。</p> <p>本来であれば、1回当たりの運賃300円に1,280円を足した額を運賃にする必要があると思いますが、市としては福祉的な目線等も含めて運賃を設定しているということでしょうか。</p>
<p>事務局長 (川口次長)</p>	<p>今回のデマンド交通の運賃設定については、路線バス以上タクシー未満として設定しているため、直接的に完全に計算して設定しているわけではございません。市の持ち出しが多くなり、事業の持続可能性の部分で厳しいものがあると認識しておりますが、少しでも収支率を上げていけるように実施してまいりたいと考えております。</p>
<p>大川委員</p>	<p>他の自治体でデマンド交通を導入した後に、収支率が悪く廃止した事例があります。</p> <p>人の移動を確保する必要がある中で、例えばバス路線への補助金額な</p>

<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>ど全体の負担額を下げしていく等、機能面や費用面を含めた形でどのようなやり方が正しいのかを検証してほしいと思います。</p> <p>今回、関東運輸局に対する申請は、長浦地区における実証運行の申請となります。本日の審議には、他の地区への拡大などの事柄が入っていないという認識を持っていただく必要があります。</p> <p>資料4-2のP1の事業概要を見ると、この点について誤解を招くような記載になっていますが、本日決めるのは長浦地区での実証運行になります。</p> <p>事務局は、資料を公表する際には、誤解を招かないような表記に修正してほしいと思います。</p> <p>このような事業を進めていって、各地区にとって適切な交通手段を探っていくという点については、昨年度の会議で委員の皆さんから承認を得ております。その上で、今回は長浦地区という運行区域と運賃について議決を取るという段取りになります。</p> <p>私も様々な地域でのデマンド交通を見てきましたが、採算性という観点では決して良い交通手段ではありません。大川委員の質問でもありましたが、1人あたりや1回当たりの運行で1,000円を超えるような補てんをしている地域ばかりです。税金を用いた補てんとして、この金額で良いのかという議論はどこかでする必要があります。そのようなことから、私は他の地区でのこれまでのデマンド交通の新設については慎重に進めてまいりました。</p> <p>今後、限られた資源の中で移動ニーズや生活様式の変化に適した移動手段がどのようなものになるのかや、既存公共交通においては、限界が出てくるということを考えたときに、上手く補完するような関係になるのであれば、それも一つの方向性であるだろうと思います。</p> <p>また、成田委員からご指摘がありました安全性や緊急時の対応については、非常に重要な事項です。後からでも良いので、各主体の役割に記載してほしいと思います。</p> <p>他に質問はありますか。</p>
<p>赤川委員</p>	<p>資料4-4のスケジュールで、長浦地区住民への説明や自治会回覧がありますが、他の地区のモデルであり、利用者が少ないと廃止する旨を記載するなどのPRをしてほしいと思います。</p>
<p>事務局長 (川口次長)</p>	<p>資料の各種目標の欄にも記載しておりますが、地区住民と目標を共有してまいりたいと考えております。ご意見のあった内容について、取り入れていけたらと思います。</p>
<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>地域の方々には、自分が当事者であると思ってもらう必要があります。利用することや、改良の意見を出すことによって、持続可能なのだ</p>

<p>赤川委員</p>	<p>と分かってもらう必要があります。</p> <p>自立性が大切であり、行政に任せきりではいけないと考えていますので、ぜひお願いします。</p>
<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>他に質疑等がありますでしょうか。</p> <p>質疑が無いようですので、長浦地区を運行区域とすることと運賃についての議決を取りたいと思います。</p> <p>長浦地区を運行区域とすることと運賃について、事務局の案のとおり承認される委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員の賛成を持ちまして、デマンド交通実証事業の事業計画(案)については、事務局案のとおりといたします。</p> <p>ただし、資料の修正等の意見が出ておりますので、事務局には再度検討してほしいと思います。</p>
<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>次に、議題5「その他」ですが、まず、委員の皆様から何かあればお願いいたします。</p>
<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>無いようですので、事務局から報告があればお願いします。</p>
<p>事務局 (多田副参事)</p>	<p>次回会議についてでございますが、8月上旬に第2回協議会を予定しております。日時等が決まりましたら、通知をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、本日御欠席されました委員にも資料及び会議報告書を送付いたします。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
<p>議長 (鈴木会長)</p>	<p>それでは、議題5を終了いたします。</p> <p>以上で、本日予定された案件の審議は、全て終了しました。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
<p>事務局 (多田副参事)</p>	<p>委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご審議等を頂きましてありがとうございます。</p> <p>以上をもちまして、令和4年度第1回袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会を閉会といたします。</p> <p>(閉会 午後3時50分)</p>

	以上
--	----

令和4年度 第1回袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会
会 議 次 第

日 時：令和4年6月6日(月)午後2時00分
場 所：袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 市長あいさつ

4 事務局紹介

5 会長あいさつ

6 議 題

(1) 監査委員の指名について【資料1】

(2) 令和3年度事業報告及び決算について【資料2】

(3) 袖ヶ浦市地域公共交通計画策定業務について

【資料3-1】、【資料3-2】

(4) デマンド交通実証事業の事業計画(案)について

【資料4-1】、【資料4-2】、【資料4-3】、【資料4-4】

【資料4-5】

(5) その他

7 閉 会

議題（1）監査委員の指名について

役 職 名	氏 名	機 関 ・ 団 体 名 及 び 役 職
監査委員		

袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会 委員名簿

(敬称略)

番号	氏名	所属・役職
1	鈴木 文彦	交通ジャーナリスト
2	高橋 直人	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局 首席企画専門官
3	渡邊 彰	千葉県総合企画部交通計画課企画調整班長
4	鈴木 一三	千葉県県土整備部君津土木事務所維持課長
5	佐川 正和	千葉県木更津警察署交通課長
6	成田 斉	一般社団法人千葉県バス協会専務理事
7	高橋 晴樹	日東交通株式会社運輸部部長
8	深山 宏樹	小湊鐵道株式会社バス部部長
9	鈴木 利和	千葉県タクシー協会理事 (房総タクシー株式会社)
10	市川 美則	日東交通株式会社乗務員代表
11	大川 敦	東日本旅客鐵道株式会社千葉支社 企画室課長
12	小泉 和美	袖ヶ浦市自治連絡協議会(高須区)
13	小泉 友幸	袖ヶ浦市自治連絡協議会(今井中央自治会)
14	仲田 秀明	袖ヶ浦市自治連絡協議会(野田区)
15	西田 隆司	袖ヶ浦市自治連絡協議会(もみの木台自治会)
16	柴田 一直	袖ヶ浦市自治連絡協議会(山中区)
17	影山 昭子	袖ヶ浦市シニアクラブ連合会
18	赤川 稔	公募委員
19	船越 光子	公募委員
20	山上 拓也	袖ヶ浦市社会福祉協議会事務局長
21	小島 悟	袖ヶ浦市企画政策部長

議題（２）令和３年度事業報告及び決算について

1. 令和３年度事業報告について

（１）袖ヶ浦市地域公共交通計画策定調査業務

① 概要

今後の人口減少や高齢化を見据えつつ、持続可能な地域公共交通網を形成するため、公共交通政策のマスタープランとなる「袖ヶ浦市地域公共交通計画」を令和３年度、４年度の２カ年で策定する。

令和３年度は主に調査を実施し、公共交通の現況把握やニーズ調査、課題の整理を行い、それらに基づいて、令和４年度に今後の基本方針や目標、目標を達成するための具体的な方向性を定め、最終的に計画として公表する。

なお、コンサルタント業者であるランドブレイン株式会社に委託して事業を実施した。

② 調査内容

◆ アンケート調査

日常的な交通行動や、公共交通の利用状況やサービスに対する満足度、公共交通の維持・確保のあり方等を把握し、公共交通の潜在需要層とそのニーズを探り、将来の公共交通のあり方を検討するに当たっての基礎資料として活用した。

また、路線バス及び高速バスの利用者や、公共施設、病院などの主要施設の利用者に対して、直接ヒアリングを実施し、利用特性（利用目的、利用頻度）や運行サービスに対する満足度及び改善要望等を把握した。

その他、交通事業者に対して、公共交通の利用特性や運行上の問題点や課題、公共交通の見直しを当たって留意すべき点などを把握した。

◆ 地区別意見交換会

日常生活の移動実態や公共交通に対するニーズなどを把握した。開催については、昭和、長浦、根形、平岡、中川・富岡の５地区に分け、各地区１回ずつ開催した。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面式ではなく書面により開催した。

(2) 地域公共交通活性化協議会

- ① 第1回協議会（令和3年6月9日開催）
 - ◆ 副会長及び監査委員の指名について
 - ◆ 公共交通（路線バス）の状況について
 - ◆ 袖ヶ浦市地域公共交通計画策定調査業務委託について

- ② 第2回協議会（令和3年10月25日開催）
 - ◆ 監査委員の指名について
 - ◆ 令和3年度補正予算の専決について
 - ◆ 第4回路線バス無料お試し乗車の実施結果について
 - ◆ 袖ヶ浦市地域公共交通計画策定調査業務について
 - ◆ デマンド交通の実証運行について

- ③ 第3回協議会（令和4年3月15日開催）※書面による開催
 - ◆ 袖ヶ浦市地域公共交通計画策定調査業務の実施結果について
 - ◆ 令和4年度事業（案）及び予算（案）について
 - ◆ デマンド交通実証事業の事業計画（素案）について

(3) 袖ヶ浦市地域公共交通計画策定調査業務提案採用者選定委員会

- ① 第1回委員会（令和3年6月14日開催）※書面による開催
 - ◆ 袖ヶ浦市地域公共交通計画策定調査業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領について
 - ◆ 袖ヶ浦市地域公共交通計画策定調査業務委託仕様書について
 - ◆ 袖ヶ浦市地域公共交通計画策定調査業務委託公募型プロポーザル提案書作成要項について
 - ◆ 袖ヶ浦市地域公共交通計画策定調査業務委託公募型プロポーザル審査要項について
 - ◆ 袖ヶ浦市地域公共交通計画策定調査業務委託公募型プロポーザル審査基準について

- ② 第2回委員会（令和3年8月11日開催）
 - ◆ プレゼンテーションによる審査

2. 令和3年度決算について

令和3年度 収入支出決算

(収 入)

(単位：円)

科 目	予算現額	決算額	過不足額	備 考
1 国庫補助金	1,411,000	1,411,000	0	地域公共交通確保維持改善事業費補助金
2 市補助金	5,732,000	5,698,999	△ 33,001	袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会補助金
3 繰越金	0	0	0	
4 雑入	0	21	21	預貯金利息
合 計	7,143,000	7,110,020	△ 32,980	

(支 出)

(単位：円)

科 目	予算現額	決算額	差引残額	備 考
1 会議費	301,000	278,140	△ 22,860	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員報酬 255,000円 ・ 協議会時お茶代 4,000円 ・ 振込手数料 19,140円
2 事業費	6,842,000	6,831,880	△ 10,120	<ul style="list-style-type: none"> ・ 袖ヶ浦市地域公共交通計画策定調査業務委託費 6,831,000円 ・ 振込手数料 880円
3 事業費補助金	0	0	0	
合 計	7,143,000	7,110,020	△ 32,980	

議題（3）袖ヶ浦市地域公共交通計画策定業務について

1. 実施概要

（1）概要

今後の人口減少や高齢化を見据えつつ、持続可能な地域公共交通網を形成するため、公共交通政策のマスタープランとなる「袖ヶ浦市地域公共交通計画」を令和3年度、4年度の2カ年で策定する。

今年度は、令和3年度に実施した基礎調査に基づいて、今後の基本方針や目標、目標を達成するための具体的な方向性を定め、最終的に計画として公表する。

（2）事業内容

- ① 地域公共交通に係る基本方針と目標の設定
 - ◆地域公共交通を取り巻く課題の解決を図るための基本方針及び目標の設定
 - ◆公共交通ネットワークのあり方及び方向性の設定
- ② 具体的な方向性の検討
 - ◆目標を達成するための方向性（施策レベル）の決定
- ③ 計画の評価方法の設定
 - ◆計画の推進体制、評価方法及びスケジュール等の設定
- ④ パブリックコメント手続
 - ◆事務局での閲覧及び市ホームページでの閲覧・意見募集
- ⑤ 袖ヶ浦市地域公共交通計画の策定
 - ◆市ホームページでの公表

（3）実施方法

コンサルタント業者に委託する。なお、委託事業者は、令和3年度に調査業務を実施したランドブレイン株式会社とする。

（4）スケジュール

別添資料3-2のとおり。

令和4年度												
取組	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 地域公共交通に係る基本方針及び目標の設定			←→									
2. 具体的な方向性の検討			←→									
3. 計画の評価方法の設定						←→						
4. パブリックコメント手続									←→			
5. 計画の公表												3月末 公表

計画策定に係る本協議会での主な議題

第1回協議会(令和4年6月6日)
 ○計画策定の概要
 ○策定スケジュール

第2回協議会(8月上旬頃)
 ○地域公共交通に係る基本方針及び目標の設定【審議】
 ○具体的な方向性の検討の進め方【審議】

第3回協議会(11月中旬頃)
 ○具体的な方向性【審議】
 ○計画(案)【審議】

第4回協議会(2月中旬頃)
 ○パブリックコメント手続における意見の取扱い【審議】
 ○計画の公表

議題（４） デマンド交通実証事業の事業計画（案） について

1. これまでの決定事項及び今回の審議事項

（１） これまでの決定事項

◆令和 3 年 1 0 月（令和 3 年度第 2 回協議会）

「令和 4 年 1 0 月からの開始を目標に、長浦地区において I C T を活用したデマンド交通の実証運行を実施するための事業者協議を進める」こと。

◆令和 4 年 3 月（令和 3 年度第 3 回協議会 ※書面による開催）

運行区域、運賃を除く全ての事項

（２） 今回の審議事項

①運行区域

【資料 4 - 2】 P 5 のとおり、

「長浦地区において、区域運行」を実施すること。

②運賃

【資料 4 - 2】 P 6 のとおり、

「地区内の移動は 3 0 0 円／回、地区外への移動は 5 0 0 円／回」

2. 今後の予定

（１） 関東運輸局への申請

今回、事業計画（案）が承認された場合、関東運輸局に対して、道路運送法第 2 1 条の申請を行う。

なお、申請にあたっては、当協議会で協議が整っている旨の文書を提出する。

（２） 住民説明

長浦地区の住民に対して、自治連絡会等を通じて事業周知を行う。

なお、これとは別に、8 月末から 9 月上旬頃に、リーフレットの配布や事前登録会を開催することを検討している。

デマンド交通実証事業 「チョイソコがうら」 事業計画（案）



令和4年6月

事業概要

1. 事業の内容

「チョイソコがうら」を試験的に導入し、本市において地域内の移動手段にデマンド交通が適しているのかを実証するとともに、本格導入に向けた課題点や既存公共交通への影響を確認する。

まずは、長浦地区から実証運行を開始し、実績等を踏まえながら順次地区の拡大を検討していく。

最終的には、市内全域において実証運行を行い、各地区でデマンド交通が適しているのかを検証していく。なお、地区の拡大を検討する際には、別途地域公共交通活性化協議会で協議するものとする。

2. 事業の位置付け及び目指す将来像

当事業は、袖ヶ浦市総合計画及び第2期袖ヶ浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けされる。(今後、地域公共交通計画にも位置付ける。)

タクシーよりも安価に移動できるような、ICTを活用した乗合型のデマンド交通を導入し、自動車の運転に不安を持っている人や自家用車を保有していない人が公共交通で外出しやすい環境を整える。これにより、「外出することによる健康づくり」や、「地域内の移動によるまちの賑わいを創出」し、「安心して暮らせるまち」を目指す。

3. 実証事業実施の背景

高齢者の日常生活においては、自動車の運転に対する不安を感じている高齢者がおり、毎年一定数の自動車運転免許証自主返納者がいるが、公共交通が不便であるため、返納をためらう人が多い。

そのような状況の中で、移動手段を確保・維持するために、市内路線バス4路線に補助金を交付しているものの、運行状況や、停留所までの距離、費用負担の観点で、自家用車等を用いて外出せざるを得ない住民がいる。本市の公共交通分担率として、全世代では15.1%、高齢者では3.4%となっており、特に高齢者の割合は近隣市よりも低い数値となっている。

本市内の路線バスについては、日中の運行本数が1時間に1便ないし2時間に1便であり、路線バスに満足している市民の割合が29.9%と低い水準となっているが、利用状況や乗務員不足等を理由に、すぐには運行本数を増やすことはできない状況である。

そこで、デマンド交通を導入し、路線バスの運行本数の少なさや停留所までの距離などにより今まで対応できていなかったニーズに対応する。

4. システム

株式会社アイシンが提供している「チョイソコ」のシステムを用いる。

※「チョイソコ」とは

「チョイとソコまで一緒に」の略語

ICTを活用した乗合型のデマンド交通であり、予約状況に応じて効率的な乗合を可能とするルートを車載端末に表示する。

通常のデマンド交通とは違い、ドアトゥドア方式ではなく、自宅最寄りのごみステーション等を出発地（帰りは到着地）とし、地区内の協賛金を払う商店や病院等を到着地（帰りは出発地）としている。協賛金の対価として、停留所を設置したり、利用会員向けのお知らせに広告を掲載する。そのため、タクシーのようにどこへでも行けるわけではなく、協賛金を払う商店等のみ行くことができる。

5. 官民連携

民間企業と連携し、行政だけでなく地域全体で取り組むことによって、財政面や運営面で持続性を向上させる。

なお、連携にあたっては、協定や覚書などを締結し、各主体の役割分担を明確にした上で行う。

6. 各主体の役割

（1）事業運営主体

主体事業者：トヨタカローラ千葉株式会社

主な役割

- ・事業の総合的な管理に関すること
- ・各主体との契約に関すること
- ・各主体への経費の支出及び請求に関すること
- ・車両の用意に関すること
- ・協賛企業の募集に関すること
- ・事業の周知及び利用促進等に係るPRに関すること
- ・苦情、要望、緊急時の対応に関すること

（2）運行主体

主体事業者：房総タクシー株式会社

主な役割

- ・利用者の運送に関すること
- ・運賃の收受及び管理に関すること
- ・車両の保管、維持及び管理に関すること
- ・道路運送法に係る各種申請に関すること

(3) その他

①株式会社アイシン

主な役割

- ・ 運行システムの提供に関する事
- ・ 各種統計データの管理、提供に関する事
- ・ コールセンターの運営に関する事
- ・ 利用登録に関する事

②損害保険ジャパン株式会社

主な役割

- ・ 利用者の健康増進に関する事

③千葉銀行

主な役割

- ・ 地域経済の活性化に関する事

④協賛企業（地域の商店、病院、銀行等）

主な役割

- ・ 協賛金の支出に関する事
- ・ 停留所看板の設置場所の提供に関する事
- ・ 会報への情報提供に関する事
- ・ 会員登録申込書の設置に関する事

⑤市

主な役割

- ・ 負担金の支出に関する事
- ・ 各連携機関との調整に関する事
- ・ 地域公共交通活性化協議会における各種協議に関する事
- ・ 協賛企業の募集に関する事
- ・ 事業の周知及び利用促進等に係るPRに関する事
- ・ 苦情、要望、緊急時の対応に関する事

7. 事業の期間

令和4年9月から令和7年9月まで

令和4年9月は事業開始に必要な準備（試走、システム動作確認等）を行う。

令和4年10月から道路運送法第21条の許認可の期限（特例で3年程度、通常1年間）である令和7年9月までを実証運行期間とし、このうち、令和7年4月から令和7年9月までを運行しながら評価を行う期間とする。

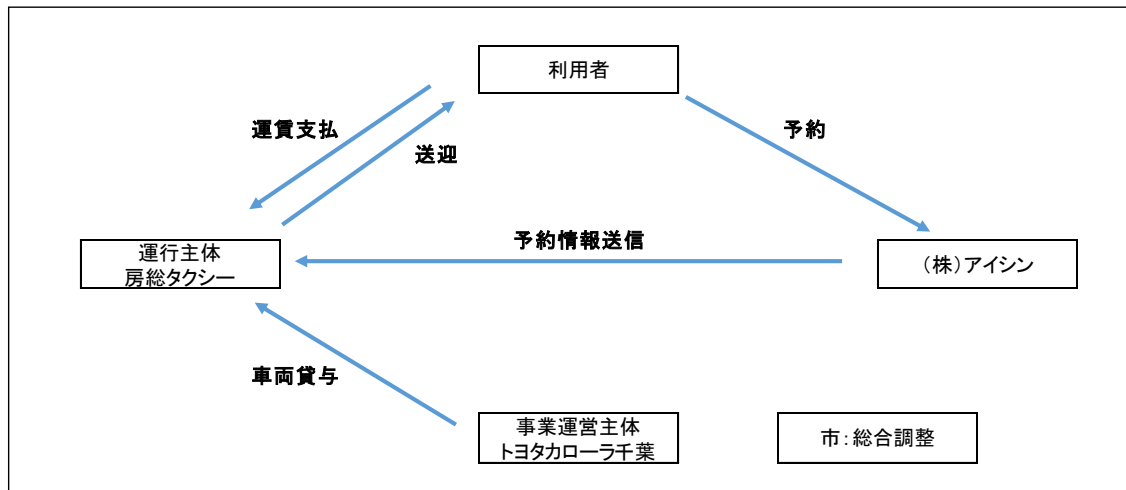
ただし、法第21条の許認可の特例が適用されない場合、法第4条の許認可を取得する。

事業スキーム

1. 運行スキーム

以下の図のとおりとする。

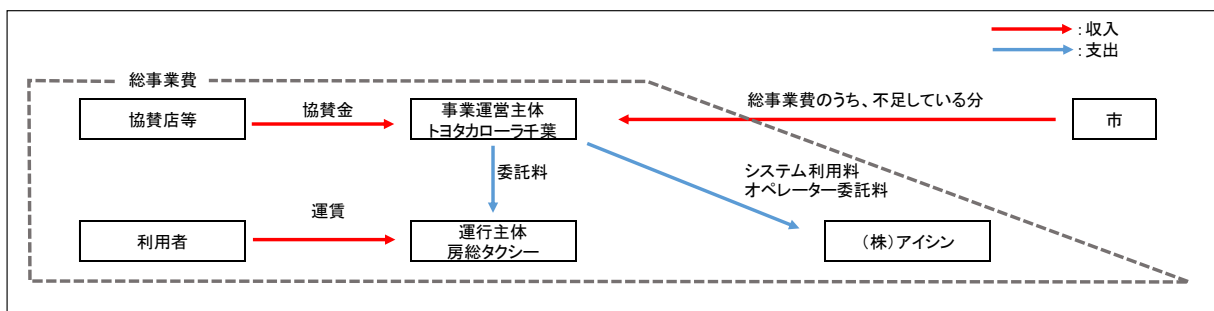
なお、詳細については別添4-3「運行イメージ図」を参照。



2. 事業費スキーム

(株)アイシンとのシステム利用等の契約や運行主体との委託契約等については、トヨタカローラ千葉が行う。

総事業費から収入を差し引いた額を、市が負担金としてトヨタカローラ千葉に支出する。支出は、毎月精算とする。



運行概要

1. 運行区域

原則長浦地区とする。

【該当する大字】

今井、今井 1～3 丁目、蔵波、蔵波台 1～7 丁目、久保田、久保田 1～2 丁目、代宿、久保田代宿入会地、椎の森、北袖、中袖、長浦、長浦駅前 1～8 丁目
※本市人口統計の区分に準ずる。

【乗降場所（停留所看板設置場所）】

◆事業者停留所

長浦地区内の商店、病院、銀行等のうち、協賛金を支払う企業
※開始当初は、協賛金を強制せずに乗降場所として設定

◆公共施設停留所

市役所、長浦公民館、市民会館、長浦おかのうえ図書館、JR 袖ヶ浦駅、JR 長浦駅、ゆりの里、袖ヶ浦バスターミナル

◆住宅地停留所

最寄りのごみステーション、公園等
※人口密集地では、概ね半径 100m に一つ設定

2. 運行日及び運行時間

運行日：月曜日から金曜日まで（土日、祝日、年末年始を除く）

運行時間：午前 9 時から午後 4 時まで（午後 4 時降車完了）

3. 予約日及び予約可能期間

運行日の午前 8 時 30 分から午後 4 時まで

利用日の 1 か月前から当日の 30 分前までの運行を予約可能

4. 利用のルール

- ・利用者は、事前に会員登録することとし、利用の際には事前予約とする。
※会員証が手元に届き次第、利用可
- ・一人で乗降できること。ただし、介助者がおり、かつ、円滑に乗降できる場合にはこの限りでない。
- ・市役所から袖ヶ浦駅など、地区外公共施設から地区外公共施設への移動は不可

5. 運賃

以下のとおりとする。

介助者については、登録を不要とするが運賃は発生する。

また、未就学児とその保護者が同乗する場合は、未就学児の運賃は無料とする。

(1) 運賃表

		降車	
		長浦地区	長浦地区外の 公共施設
乗車	長浦地区	300 円	500 円
	長浦地区外の 公共施設	500 円	×

※参考

路線バス運賃

代宿団地⇨長浦駅 片道 210 円

今井⇨長浦駅 片道 220 円

代宿団地⇨袖ヶ浦駅 片道 400 円

代宿団地⇨袖ヶ浦 BT 片道 460 円

タクシー運賃

代宿団地⇨長浦駅 片道 1,200 円程度 (約 3.1 km)

今井⇨長浦駅 片道 900 円程度 (約 2.5 km)

代宿団地⇨袖ヶ浦 BT 片道 3,200 円程度 (約 8.6 km)

(2) 決済方法

現金及び各種 IC カード

6. 運行車両

トヨタ ノア (7 人乗) 2 台

本事業の車両であることが一目で認識できるように、車両にラッピングを施す。

また、高齢者や障がい者が乗降しやすいように、手すりやステップを搭載する。

なお、万が一故障等が発生した場合には、臨時的に房総タクシー株式会社の車両を用いる。

会員登録

1. 会員登録対象者

長浦地区に在住の人

2. 会員登録費用

無料とする。

3. 会員登録方法

(1) 会員登録手続

◆紙媒体での登録

- ①利用を希望する個人別に会員登録申込書を記載し、(株)アイシンに送付
※送付の際には、専用の封筒(料金後納)に入れて投函
- ②(株)アイシンから会員証が届く。

◆オンラインでの登録

- ①会員登録オンラインフォームにアクセスする。
※QRコード及びURLをチラシ等に記載する。
- ②必要項目を入力する。
- ③(株)アイシンから会員証が届く。

(2) 会員登録申込書の配布場所

- ・トヨタカローラ千葉袖ヶ浦店
- ・市役所(総合受付、企画政策課、〇〇課・・・)
- ・導入地区の行政センター
- ・導入地区の公民館
- ・各スポンサー企業
- ・包括連携協定を締結している各企業からの配布

利用予約及び利用方法

1. 利用対象者

会員証が手元に届いており、かつ、事前に利用予約をした人

2. 利用予約方法

◆電話での予約

- ①専用ダイヤルに架電する。
- ②名前、会員番号、利用希望日、乗車場所と行先、希望到着時刻を伝える。
- ③オペレーターから利用者に対して乗車時刻を伝える。

◆オンラインでの予約

- ①利用予約オンラインフォームにアクセスする。
※QRコード及びURLをチラシ等に記載する。
- ②名前、会員番号、利用希望日、乗り場と行先、希望到着時刻を入力する。
- ③利用者に対して乗車時刻が伝えられる。

3. 利用方法

- ①伝えられた乗車時刻の5分前までに、乗車場所に行く。
- ②乗車したら、運賃を先に支払う。
- ③目的地に到着したら、降車する。

実証内容

1. 各年度における実証内容

(1) 令和4年度（10月から）

市内1地区（長浦地区）での実証運行の開始し、利用者の利用目的や利用年齢層、人口密度の大小による利用頻度の違いなどを確認・検証

(2) 令和5年度

- ・ 令和4年度の実績を踏まえつつ、他の交通手段への影響の有無や、当デマンド交通が日中のバス路線の代替手段になりえるかを検証

(3) 令和6年度

- ・ 前2年度の実績を踏まえ、令和7年10月からの本格導入を検討

(4) 令和7年度（9月まで）

- ・ 実証運行を継続しながら、各年度の目標達成状況や実績を分析

各種目標

1. 最終目標

「安心して暮らせるまち」の実現

2. K P I（中間目標）の設定

最終目標である「安心して暮らせるまち」を達成するための中間目標として、以下のとおり K P I を設定する。なお、各年度において K P I が達成できない場合、運行方法等を見直すこととする。

K P I	事業開始前 (現時点)	令和 4 年度末	令和 5 年度末	令和 6 年度末
高齢者の年間利用者数 (人)	0	4 0 0	7 0 0	9 0 0
利用者一人当たりの年間利用回数 (回)	0	1 2	3 0	3 6
利用登録者数 (人)	0	9 0 0	1, 5 0 0	1, 9 0 0
健康づくりや地域経済の活性化に協力する企業数 (社)	0	5	1 5	2 5

3. 長浦地区の本格導入の基準

令和 7 年 1 0 月からの本格導入に際して、判断基準となる指標を設定する。なお、各指標については、令和 7 年 3 月末時点での数値とする。以下の指標を地区住民と共有し、事業を推進していく。

(1) 乗合率

1. 5 0 以上 (乗合率 = 乗車時の合計人数 / 合計区間数)

この数値を下回る場合、既存タクシーの活用に切り替えることを検討する。

(2) 年間利用者数

5 0 0 人以上 (実人数、1 人が何度利用しても 1 人として計算)

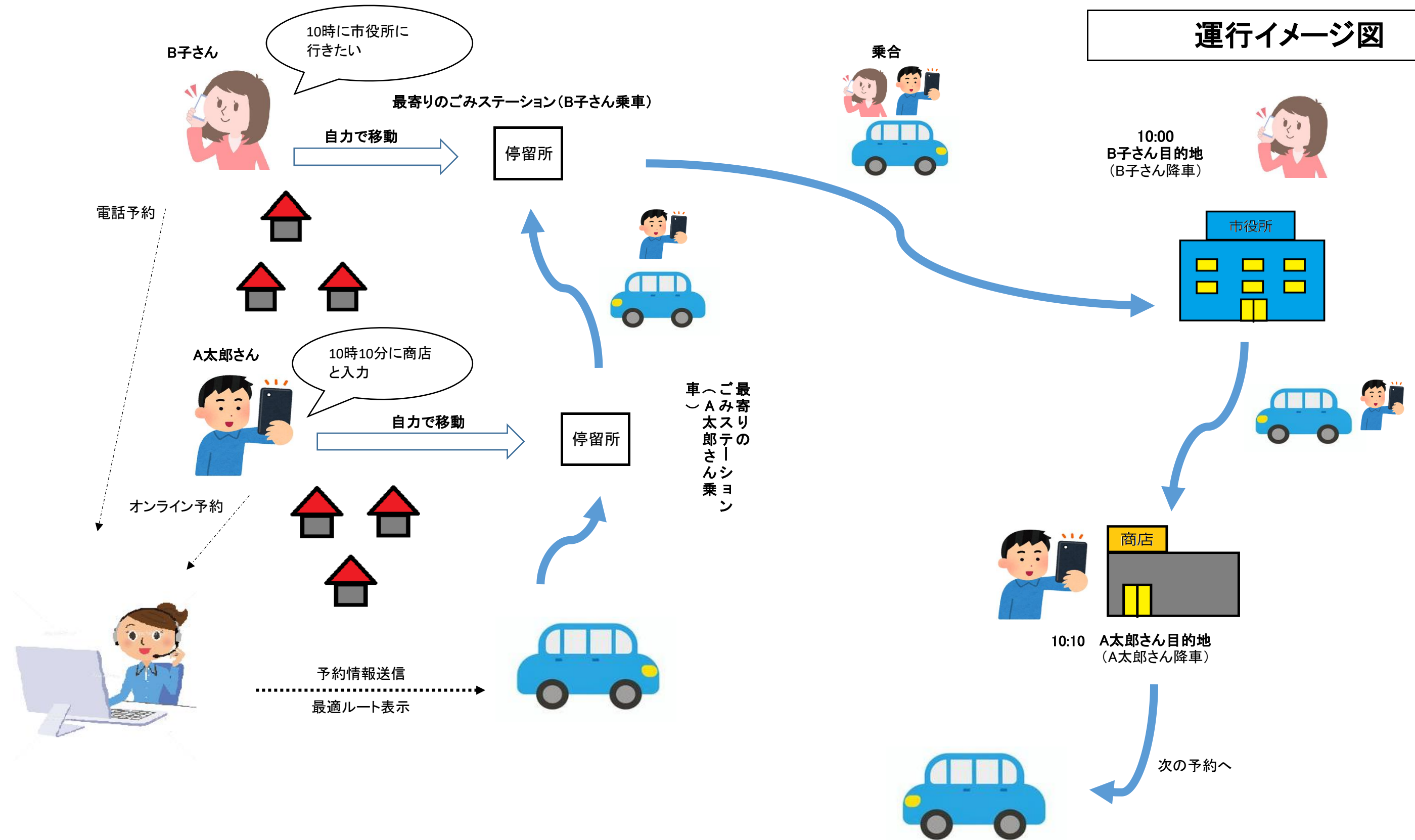
この数値を下回る場合、需要が大きくないと判断し、事業廃止も検討する。

(3) 収支率

1 5 % 以上 (収支率 = 総収入 / 総事業費)

この数値を下回る場合、運行台数や運行時間を縮小することを検討する。

運行イメージ図



		令和4年度												
種別	取組	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
会議関係	法定協議会			● 運行計画 最終承認		● 進捗報告				●			●	
協定	協定締結		●											
手続き等	乗降場データリストの作成	→						停留所 看板設置						
	道路運送法上の許認可 (法第21条) ※標準処理期間2か月				→									
	住民周知					運輸局から の認可が 出次第 開始	→							
	自治会回覧 (各戸配布)						●							
	長浦小学校、 蔵波小学校配布 (全児童に配布)						月末頃 配布							
	保育園配布						月末頃 配布							
	説明会等			中旬頃 説明会 開催			月上旬 登録会 開催 ※複数回							
	テスト運行 (システム動作確認等)							→						
	実証運行 (長浦地区)								10月3日 運行開始	→				

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

令和4年6月6日付け令和4年度第1回袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会
において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域
○○○
2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間
○○○
3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
○○○
4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
○○○

令和4年○月○日

袖ヶ浦市地域公共交通活性化協議会

会長 鈴木 文彦